

# 公益財団法人みずほ福祉助成財団の車椅子贈呈候補者募集要領

## 1 事業内容

公益財団法人みずほ福祉助成財団では、障がい児者の方々の福祉向上を目的として、福祉施設に車椅子を贈呈する取組を行っており、令和8年度は島根県の福祉施設が対象となっています。

※1 贈呈される車椅子は本県全体で1～2台です。

## 2 対象となる施設

社会福祉法人が運営する障害児者支援施設とします。なお、運営する法人及び福祉施設が島根県内に所在していることも必要です。

なお、次の場合は対象外となります。

- ・老人ホーム
- ・特定の個人が占有して利用する場合

※2 公平の観点から、各法人からの申込は、1施設（事業所）までとさせていただきます。

## 3 贈呈車椅子等について

(1) 次の①～③で、希望する車種を選択してください。

- ① 電動車椅子（NA-SUG1）
- ② 自走式 標準車椅子（NAH-SU7・HiまたはLo）
- ③ 自走式 ティルト式車椅子（NA-XF7）

いずれも日新医療器の製品。①はヤマハの電動オプションを装着しています。②・③は、一般的なモデルを提示しており、最終は、施設とメーカーが打ち合わせて決定します。

(2) オプション品や付属品等に関しては、予算の範囲内で販売店との相談になります。

(3) 贈呈台数は①の電動式であれば1台、②③の自走式であれば2台となります。  
(②・③の組み合わせは自由)

(4) 電動式1台60万円、自走式1台30万円が目途となります。

(5) 車種・装備等に関するご希望は伺いますが、予算の制約があることから、ご希望に沿うことができない場合もありますので、予めご了承ください。

## 4 公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦について

公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦基準は次のとおりです。県において選考のうえ、1者を候補者として推薦します。

- (1) 車椅子の導入について、必要度が高い施設であること
- (2) 車椅子を日常的に有効に活用する施設であること
- (3) 車椅子の使用に際して、適切な指導者がいる施設であること
- (4) 車椅子の維持管理態勢を構築できている施設であること
- (5) 本県の環境や現況に照らし、贈呈が相応しいと判断される障害児者福祉施設であること。
- (6) 前5項の規定にかかわらず、法人の役員等（会長、副会長、事務局長理事、監事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。）が次のいずれかに該当する者であるとき、また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していると認められるときは、推薦の対象としません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## **5 募集期間**

令和8年5月13日（水）～同年6月12日（金）17時※必着※

## **6 提出書類一覧**

- (1) 申込書（公益財団法人みずほ福祉助成財団あて。法人代表者の印鑑を押印してください）
- (2) 定款（直近のもの）
- (3) 現在事項証明書（3カ月以内。写しでも可）
- (4) 役員等名簿（直近のもの）
- (5) 法人及び施設の概要が分かる資料（パンフレット・ホームページの印刷資料等）
- (6) 施設の今年度事業計画及び予算書
- (7) 法人全体及び施設の直近期決算書（貸借対照表、事業活動・資金収支計算書、

財産目録)

(8) 参考記載事項

※提出書類は各1部を提出願います。

## **7 申込先について**

下記まで郵送または持参してください。

〒690-8501

島根県松江市殿町2番地

島根県 健康福祉部 障がい福祉課 安達 あて

TEL：0852-22-5723 FAX：0852-22-6687

## **8 贈呈時期**

令和8年11月～令和9年1月頃（予定）